

長岡第五小学校すくすく教室運営会議規約

(設置)

第1条 長岡京市放課後子ども教室「すくすく教室」を長岡第五小学校区において推進するため、「長岡第五小学校すくすく教室運営会議」（以下「運営会議」という。）を組織する。

2 運営会議の事務所は、長岡第五小学校内に置く。

(校区における教室の愛称)

第2条 長岡第五小学校区において実施する教室の愛称は、「すくすく教室」（以下「教室」という。）とする。

(所掌事項)

第3条 運営会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 校区における教室の計画及び実施に関すること。
- (2) 関係機関及び団体との連携並びに連絡調整に関すること。
- (3) その他教室の推進に必要なこと。

(構成)

第4条 運営会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 校区コーディネーター
- (2) P T A関係者（保護者）
- (3) 学校関係者
- (4) 社会教育関係者
- (5) その他必要と認められる者

(役員)

第5条 運営会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 庶務 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 会計監査 1名

2 代表は、校区コーディネーターをもって充て、他の役員は、運営委員会の構成員の中から選出する。

3 役員任期は、選出された日から次期役員が改選される日までとする。

(会議)

- 第6条 運営会議は、代表が招集し、議長を務める。
- 2 代表に事故あるときは、副代表がその職務を代行する。
 - 3 議決すべき事項は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(経費など)

- 第7条 運営会議の経費は、長岡京市からの委託金等をもって充てる。
- 2 運営会議の会計年度は、4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
 - 3 会計監査役を決め、会計監査にあたる

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、代表が運営会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行後最初の年における会計年度は、7月1日から始まり翌年3月31日に終わるものとする。